

農地中間管理機構を活用しましょう ～令和3年度1回目の受付が始まります～

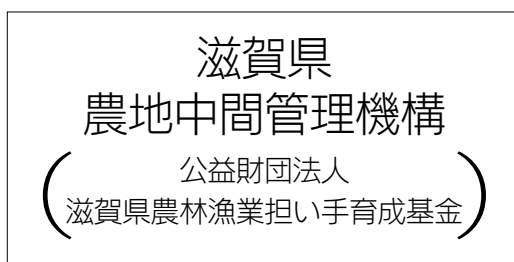
農政課 ☎・📠(582)1130 📠(582)1166

農地中間管理機構として、県知事より指定を受けた公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が、ルールに基づき、**出し手**(貸し付け希望者)から出された農業振興地域内の農用地などの貸し付けの可能性を判断し、適切な**受け手**(借り受け希望者)への貸し付けを決定します。

メリット

農地の出し手：知事指定の機関なので安心して貸し出せます。

農地の受け手：まとまった使いやすい農地が借りられます。地代も中間管理機構が一括して、地権者へ支払われます。



出し手：6月30日(水)までに必要書類を農政課へ提出〔第2回募集は8月2日(月)～10月29日(金)を予定〕。

受け手：随時必要書類を農政課へ提出。ただし、今回の募集で応募があった農地を借り受けたい場合は、6月30日(水)までに必要書類を農政課へ提出。

いずれも、必要書類の様式は農政課に設置または公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金のホームページからダウンロード可。



ホームページ

養育費の取り決めに係る費用を支援します

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、公正証書などの作成にかかる費用を支援します。

📅4月1日以降に作成などを行った下記の費用

- ・養育費の取り決めに要する経費のうち、法令に定められた公証人手数料または家庭裁判所の調停申し立て、もしくは裁判に要する収入印紙代など(上限：43,000円)
- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回分の保証料として本人が負担する経費(上限：50,000円)



📍子ども家庭相談課

☎・📠(582)1137 📠(582)1138

マイナンバーカード出張申請案内処 at エルセンター

写真撮影および申請手続きは職員が行います。マイナンバーカードが完成するまで、1ヵ月半～2ヵ月ほどかかります。

📅4月22日(木)午前10時～正午

📍エルセンター 中会議室

📄個人番号カード交付申請書(ある人のみ)

📄申込不要

📍市民課 ☎・📠(582)1122 📠(583)9737

証明書などのコンビニ交付サービスを一時停止します

システムメンテナンスのため、下記日時に一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

📅5月1日(土)～5月5日(水・祝)の終日

📍コンビニ交付全般(市民課)

☎・📠(582)1122 📠(583)9737

税証明について(税務課)

☎・📠(582)1115 📠(583)9738